

観光振興功勞表彰制度

(目的)

・第1条

本機構は本道の観光振興の発展に顕著な功績があった個人・団体をこの規定の定めるところにより表彰する。

(表彰)

・第2条

表彰は会長が次の各号の1に該当する個人または団体のうち、その功績が顕著なものに対して、観光表彰者選考委員会の審査を経て北海道観光振興功勞の表彰を行う。

- (1) 観光資源の発掘や保護、観光地の美化または観光施設の整備に尽力し、観光地の質的向上に著しく功績があると認められるもの。
- (2) 観光客の誘致宣伝、接客改善または向上促進に尽力し、観光客の誘致に著しく功績があると認められるもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか観光事業の健全な発展に尽力し、または貢献した功績が表彰に値すると認められるもの。

(表彰の時期)

・第3条

表彰は毎年1回とし、通常総会において行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことがある。

(表彰の方法)

・第4条

表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(推薦手続)

・第5条

表彰候補者の推薦は、別紙様式に基く観光振興功勞表彰推薦書に功績調書を添えて北海道観光振興機構会長に提出するものとする。

(選考委員会)

・第6条

表彰候補者を選考するため、観光表彰者選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

- (1) 選考委員会は委員長及び委員若干名をもって組織する。
- (2) 委員長は会長とする。
- (3) 委員は会長が指名する。

(上部機関への推薦)

・第7条

国及び地方公共団体、その他団体の表彰に推薦する場合は原則として本規定により表彰をうけたものの中から選考委員会の審議を経て行うものとする。

附則

(施行日) この規定は平成13年4月1日から施行する。

1. 被表彰者の推薦数 原則として被表彰候補者の推薦は推薦団体毎に1名(又は1団体)
2. 被表彰候補者の基準

被表彰候補者は、表彰規定第2条に該当し、下記の基準を満たしていること。

なお、被表彰者の中から北海道産業貢献賞(知事表彰)の候補者として推薦することもありますので申し添えます。

- (1) 団体…10年以上活動している者
 - (2) 団体役員…満55歳以上で、同一の団体又は関連の団体に引き続き15年以上役職に就いている者
 - (3) 企業者…満55歳以上で、道内に引き続き20年以上事業を営んでいる者
 - (4) 従業員…満55歳以上で、同一の事業所に20年以上その業務に従事している者
3. 団体は通年で活動しているものを対象とし、イベントの実行委員会等は除く。